

草津市教育委員会委員候補者公募要項

令和7年5月30日

1 目的

少子化・人口減少、グローバル化の進展、地球規模課題、格差の固定化と再生産など、様々な社会課題が存在する中、教育の果たす役割はますます重要となっており、草津市教育振興基本計画（第4期）の基本理念である「こどもが輝く教育のまち・出会いと学びのまち・くさつ」の実現を図るため「こどもの生きる力を育む」「学校の教育力を高める」「社会全体で学びを進める」「歴史と文化を守り育てる」の4つの基本方向のもとに、より質の高い、充実した教育を進めるために、これまでの既成観念にとらわれることなく、豊かで高い識見や柔軟な発想を持つ人材を幅広く募り、本市教育行政の更なる充実と教育委員会の活性化を図ります。

2 教育委員の位置付け

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）に規定されている教育委員に関する規定事項の概要は次のとおりです。

- 教育委員会は、教育長および4人の委員をもって組織する。（法第3条）
- 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が議会の同意を得て任命する。（法第4条第2項）
- 委員の定数に1を加えた数の2分の1以上の者が、同一の政党に属していないこと。（法第4条第4項）
- 委員の任命は、年齢、性別、職業等に著しい偏りがないように配慮すること。（法第4条第5項）
- 委員のうちに保護者選出の委員を含めること。（法第4条第5項）
- 委員の任期は4年とする。（法第5条）
- 議員、市長、執行機関としての委員会委員、常勤職員、定年前再任用短時間勤務職員との兼職を禁止する。（法第6条）
（なお、市教育委員会に関する請負の兼業も禁止される。（地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の5第6項））

3 教育委員の主な職務

- (1) 定例（月1回）および臨時（年2～3回程度）の教育委員会会議や各種会議への出席および議案等の審議、決定
- (2) 教育行政に関する研究、研鑽、情報収集等
- (3) 学校等施設の視察による現状把握
- (4) 入学式、卒業式や周年行事等各種式典、行事への出席

4 応募の方法等

- (1) 募集人員 教育委員会委員候補者 1人
- (2) 任 期 令和7年10月12日から令和11年10月11日まで
- (3) 応募資格 応募の資格は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に規定される要件の他、次のすべてに該当する者
 - ア 令和7年6月1日現在において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第11条（選挙権及び被選挙権を有しない者）または第11条の2（被選挙権を有しない者）にあたらぬこと。（日本国民で、年齢が満25歳以上であること。）
 - イ 人格が高潔で、教育、学術および文化に識見を有すること。
 - ウ 次のいずれにも該当しない者であること。
 - 破産者で復権を得ない者
 - 拘禁刑以上の刑に処せられた者
- (4) 応募期限
令和7年6月30日（月）まで（郵送の場合は当日消印有効）
- (5) 応募申込書の請求
 - ア 草津市役所総合政策部職員課（7階）で配付します。
応募申込に関する書類は、土曜日、日曜日および祝日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで、職員課において配付します。
 - イ 草津市のホームページに「公募要項」、「応募申込書」を掲載していますので、各自入手（ダウンロード）可能です。
 - ウ 郵便で請求できます。
郵送希望の場合は、封筒の表に「教育委員会委員公募申込書請求」と朱書きし、返信用封筒（角型2号封筒「33×24cm」に140円切手を貼り、宛先を明記したもの）を同封してください。
- (6) 応募申込書の提出
所定の申込書に必要事項を記載し、添付書類として次の2点を申込書と併せて職員課まで持参または郵送してください。
 - 【添付書類】
 - ・別紙 応募の動機／教育方針についての考え（草津市教育振興基本計画（第4期）について）

「草津市教育振興基本計画」は、草津市ホームページより閲覧・ダウンロードできます。

トップページ/市政情報/計画/人権/男女共同参画/学校教育/生涯学習・スポーツ/歴史・文化/草津市教育振興基本計画(第4期)

 - ・課題論文【新しい時代を生き抜いていくために必要な教育とは】
1,500字程度（様式自由）で作成してください。
※課題論文は、原本（紙）のほかに電子データ（CD等）も添付ください。

5 選考方法

- (1) 第一次選考 応募申込書および課題論文による書類選考
- (2) 第二次選考 個別面接による選考

6 選考結果の発表

- (1) 第一次選考結果発表 募集締切後、1ヶ月程度で発表します。応募者全員に結果を郵便で通知します。
- (2) 第二次選考結果発表 第二次選考の後、1ヶ月程度で発表します。全員に結果を郵便で通知するとともに、市ホームページに掲載します。

7 教育委員の処遇

教育委員には、草津市特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例に基づく報酬等が支給されます。

8 その他の留意事項

- (1) 第二次選考の合格者は、教育委員会委員候補者となり、市議会の同意を得た後、教育委員として市長から任命されます。したがって、市議会の同意が得られない場合は、教育委員の任命を受けることができません。
- (2) 選考審査の結果、委員として適当と認められる者がいない場合は、委員候補を決定しないこともあります。
- (3) 提出いただいた応募申込書、課題論文等は、返却しません。
- (4) 応募や面接の際に要する通信費、交通費等の経費は、すべて応募者の自己負担とします。
- (5) 教育委員に任命された場合、課題論文や面接の内容を市のホームページに掲載します。

9 問合せ先

〒525-8588

草津市草津三丁目 13 番 30 号

草津市役所総合政策部職員課

TEL : 077-561-2388 FAX : 077-561-2490